

令和7年度泉南市人権ワークショップ実施業務委託仕様書

本仕様書は、泉南市教育委員会（以下、発注者と称す）と事業者（以下、受注者と称す）との間で締結する「泉南市人権ワークショップ実施業務」に関する業務内容等の詳細を定めることを目的とする。

1 業務名称 泉南市人権ワークショップ実施業務

2 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所 泉南市立小中学校（小学校10校・中学校4校の計14校）

4 業務目的 子どもたちが多様性の尊重や人間関係づくりにつながるコミュニケーションなどを交えた体験的に学ぶ人権プログラムをとおして、自分自身の大切さを自覚することや他者を大切にすること、自分自身や他者を大切にするための方法を学ぶことを目的とする。

また、学校教職員がスタッフによる子どもたちとの関わりの様子を見守り、スタッフからのフィードバックを受けることによって、子どもへの新たな視点を得るとともに、日々の関わりや指導をよりよいものにするきっかけとする。

5 業務内容

（1）泉南市立全小中学校（各校が指定する学年の全学級、最大で35クラス）において実施する。

・小学校：1学級あたり45分×1コマ

・中学校：1学級あたり50分×1コマ

（2）学級ごとにスタッフが、簡単な寸劇やワークショップ形式で実施する。

・子どもたちには、誰にも「安心、自信、自由」の大切な権利があることを伝え、子ども自身が本来持っている力に気づくための援助をする。

・子どもたちが孤立しないように周りには色々な大人が見守っていることを、ワークショップを通じて伝えていく。

（3）子どもたちが自主的に課題解決に取り組めるよう、「話し合い」「学び合い」などを取り入れた学習を行う。

（4）学校とスタッフとの間で、事前の打ち合わせ・事後の振り返りのための時間（30分～60分程度）を設けること。

- ・ 事前打ち合わせでは、各学級の子どもの実態把握や配慮を要する子どもの確認等を行う。事後の振り返りでは、周りの大人が子どもの力を信じることの大切さ、子どもにとって信頼できる大人であることの大切さ、多様性の尊重や人間関係づくりに関わる知識やスキルを再度、教職員に伝達すること。また、ワークショップ終了後以降も継続して子どもがSOSを出せる環境を整えることを実施校と確認する。

(5) 業務終了後、人権ワークショップの完了報告書の作成・提出を行うこと。

※上記業務に関連し、以下の事項も実施する。

- ・ 業務開始前に、発注者と全体内容について協議を行うこと。
- ・ 発注者や各学校とコミュニケーションを図り、学校の実態に合わせてワークショップ内容を考慮し、本業務を円滑に実施すること。
- ・ 活動実績のないスタッフが含まれる場合は、他のメンバーがサポートできる体制を整えること。
- ・ ファシリテーター（進行役）には、適切な知識・経験を有する者を選任すること。
- ・ 業務責任者がスタッフを兼任する場合もある。
- ・ 実施日程については、発注者と協議のうえ決定する。
- ・ いじめ・虐待等（疑いも含む）が発見された場合や気になる子どもがいた場合は、速やかに各学校の管理職と関係職員へ必ず報告すること。
- ・ 受注者は、実施校ごとに実施報告書を作成し、以下の3期に分けて発注者へ提出する。
第1期:6～8月分〈9月末提出〉/第2期:9～12月分〈1月末提出〉/第3期:1～3月分〈3月末日提出〉
- ・ 小・中学校施設の利用に際しては、本業務の目的以外に使用しないこと。
- ・ 業務中に知り得た秘密情報について、履行期間終了後も漏らしてはならない。

6 請求及び支払い方法

請求は、予定されたすべてのワークショップが終了後、一括請求することとし、請求書を発注者に送付する。

7 業実施における留意事項

- ・ 受注者は、公立学校で実施された小中学生向けの人権ワークショップの実績を有すること。
- ・ 事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別に定める「別紙 個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・ 相談者の個人情報については、本業務の目的のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用しないこと。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方が協議して定める。